

すずらん通信

Return to happiness… 訪れた方に幸福を

Suzuran
Law Office
NO.23
第23号

すずらん法律会計事務所 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-5-13 すずらん丸の内ビル 2021.8.25
TEL : 052-239-1220 FAX : 052-239-1221
E-mail:suzuran@nba.tcp-ip.or.jp URL <http://www.suzuranlaw.com/>



晩夏の名古屋港と隣接する工場群

ご挨拶

私がこの原稿を書いているのは、東京オリンピックの閉会直後です。このオリンピックで日本が取ったメダルは58個（金27、銀14、銅17）ということで、取ったメダルの数からすれば成功だったということになると思います。しかし、開催すべきであったか否かについては、難しい問題で正解は誰にも分からだと思います。オリンピックに向けて努力してきたアスリートの気持ちを考えると開催して良かったと思いますが、開催によって新型コロナウィルス感染症が不開催の場合に比較すれば拡大し

たことは否定できず、またオリンピックの背後で動く莫大な金員とその使い道のことを思うと他に使うべきところがあるのではないかとも思います。

オリンピックの喧騒が去り、その後に残された急速な過疎化や少子高齢化、それに伴う国際化の波と外国人との共生の問題等日本の抱える課題を再び突き付けられているようを感じる今日この頃です。（鈴木典行）



弁護士コラム～新型コロナウイルス感染症と終活相談～

昨年の初めから世界中に蔓延している新型コロナウイルス感染症の終息が見えません。終息が見えないないどころか、変異型ウイルスによるさらなる感染拡大が始まっています。ワクチン接種が進み高齢者の死者数は減少しているようですが、変異型の感染力が強く特に20代、30代の若者への感染拡大が著しいように思われます。この新型コロナウイルス感染症は、我々に色々なことを考えさせます。特に高齢者は自分の残りの人生をどう過ごすか考えるようになったという方が多いように思われます。私もその一人で、どうしたら残された人生をより充実させ、社会に役立つ生き方ができるか考えるようにになりました。

最近「終活」という言葉を耳にするようになりました。この「終活」は、自分の望む最後を迎えるために生前準備・整理を行うことの意味で使われているようです。老齢になり自分に残された時間を考えその人生をより有意義に意味あるものにしようと努めることは大切なことだと思います。考えてみれば、若い頃から、自分の死と向き合って生きるべきで、そのように生きてこそ充実した人生を送ることが可能になるのだと思います。

さて、先月終活の相談だといって二人の方が当事務所を訪れました。いずれも80歳代半ばの男性で、子どもは娘二人という方達でした。これから生き方を考える上で参考になる事案だと思われますので、紹介させていただきます。

一人目の方の相談は、経営していた工作部品製造会社の経営権を義理の息子に譲り（具体的には、持ち株の60%以上を譲渡したようです）、今は隠居の身であるが、最近の子どもたちの言動をみるとこのまま法律にしたがった相続（娘二人への相続）をさせる気持ちを持てなくなったり、所有している不動産は他の親族に譲渡したいと考えているが、どのような方法を取るのが良いか、またその場合生ずる法律上、税法上の問題についてでした。長女家族とは、相談者の所有土地に二世帯住宅を建てて一緒に住んでいるが、最近はほとんど交流がなく、相談者が大病で入院した時も一度も見舞いに来てくれなかったということでした。遺言の方法、遺留分の話、親戚に譲渡した場合における税法上の問題等について助言しましたが、相談者が望む内容の遺言を作成した場合に予想さ

れる受遺者と長女家族との確執を考えると暗い気持ちになりました。お互い感謝の気持ちを抱きながら終活の準備ができる人間関係を築くことが親子間でも大切だと思われた相談でした。

二人目の方は、名古屋の中心部に多数の賃貸ビルを所有する会社のオーナーで、自分自身も個人で多数の不動産を所有している方でした。会社は娘さんの配偶者（義理の息子二人）に引き継がせる予定とのことで、税理士の助言を受け娘さん二人にはそれぞれ持ち株の一部を既に譲渡してあるとのことでした。信託銀行に言われて公正証書遺言書を作成してあるとのことでしたが、作成後時間が経過しているものもあって所有する不動産の移動が多くあったこともあり遺言書の書換えを考えているがその内容について、また自分の姓

（氏）を継がせたいと思っているが養子縁組の他に良い方法はないかとの相談でした。会社の経営を担っている義理の息子達ではなく、娘夫婦にもしものことがあった場合に備えて娘に株を譲渡していること、会社はいずれ分社させそれぞれ独立させる予定であること等将来予想されるトラブルを未然に回避する方法を考えて準備をしていることに感心させられました。

少子化が進み、子どものいない高齢者や子どもが女性だけで自分の姓（氏）を継ぐ人がいなくなるケースも多く、終活も先祖供養を中心とする祭祀の承継問題等様々なことを考えなければならない時代になったと思いました。（鈴木典行）



日常に役立つ法律相談～新型コロナウイルス感染症に関する法律問題～

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の蔓延が続いている影響を受け、新たな法的な対応に迫られることがあると思います。そこで、今回は、新型コロナウイルス感染症により考えられる法律問題を取り上げさせて頂きました。

2 コロナ禍における従業員の出社について

在宅勤務（テレワーク）が浸透してきておりますが、業態から在宅勤務の導入が不可能なため、従業員の出社が必要な業務も多くあります。このようにコロナ禍でも従業員の出社が必要な場合、従業員に対する安全配慮義務を負っている使用人は、一定の感染症対策が必要となります。

なお、安全配慮義務の内容は、職種・労務内容・就業場所などの具体的な事情により判断されるため、一義的に決めることは困難ですが、新型コロナウイルスの性質上、閉鎖的な空間では、「三密の回避」「マスクの装着や消毒の徹底」「定期的な換気」などの対応が不可欠だと思います。

3 「マスク」や「PCR検査」について

不特定多数の者が往来する場所など感染症対策が必要な場所でマスクをしない従業員に対して、マスクを着用するよう職務命令を行うことは、他の従業員への感染予防に必要かつ相当なものと思われますので、安全配慮義務を負う使用者は従業員に対してマスクの着用を命令することも可能と解されます。

また、PCR検査についても当該従業員が濃厚接触者に該当するなど感染が具体的に疑われるなどの場合には、安全配慮義務を負っている使用者としては、他の従業員への感染の予防的目的として同検査を職務命令として義務付けることも可能と解されます。なお、職務命令として同検査を義務付ける以上、検査費用については使用者が負担すべきと思います。

4 ワクチン接種について

感染症対策に有効性があるとされるワクチン接種は、身体的な侵襲を伴うのみならず、副反応など身体的機能が害されるリスクがあるため、使用者の安全配慮義務の一環として必要かつ相当なものとは言い難いと思います。したがって、ワクチン接種を職務命令として義務付けることは難しいと解されます。

なお、ワクチン接種を要請するに留めることは許されると思いますが、ワクチン接種に一定のリスクがあることから、ワクチン接種するか否かは従業員の個人的な判断に委ねることが望ましいと思います。

5 おわりに

新型コロナウイルスにより様々な法的問題の対応に迫られることがあると思いますが、その対応方法については、個別具体的な検討が求められるものが多く、その判断は簡単ではなく、専門的な判断が必要となる場合も多くあります。もし、新型コロナウイルスの対応などにお困りになった場合は、当事務所にお気軽にご相談ください。
(鈴木裕大)

◆日々雑感◆

新型コロナウイルスの影響もあり、社会では在宅勤務の導入など「リモート」での対応が必要となる機会も増えてきました。当事務所の場合は、業務の性質から在宅勤務の導入は難しいですが、これを機に会議室の一室に大型モニターを設置するなどリモートでの法律相談などが可能となるよう設備を整えました。

今後の皆様とのご相談などの際にはリモート対応など柔軟に対応させて頂きますので、ご相談の際に、リモート相談の希望などもお気軽に仰って頂ければと思います。

新型コロナウイルスという大変な災厄により我々の生活様式が大きく変わり、皆様も苦労されていることと存じます。しかし、必要以上に悲観することなくこの現実を受け入れ、明るい未来を信じて一歩ずつ進んでいくことが何より大切だと信じて、何事も前向きに取り組んで行きたいと思っております。(鈴木裕大)



日常に役立つ法律相談～コロナの影響で発生しうる労働問題について～

新型コロナウイルス感染症の蔓延が収まらず、私たちの社会に大きな影響を及ぼしております。そこで新型コロナウイルスに感染した従業員や新型コロナウイルス感染が疑われる従業員が出た場合の対応や法的問題について取り上げてみたいと思います。

1 感染が疑われる従業員に対する出勤停止命令について

使用者は、「労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をするものとする」（労働契約法5条）と定められているなど従業員に対して安全配慮義務を負っております。そのため、使用者は、職場内における新型コロナウイルス感染防止のために必要がある場合は、新型コロナウイルス感染が確認された従業員だけでなく、濃厚接触者など感染が具体的に疑われる従業員に対しても、出勤停止命令を出すことができると解されます。

2 感染が疑われる従業員に休業を命じた場合の賃金・休業手当について

労働基準法26条において、「使用者の責に帰すべき事由による休業」の場合においては、平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払うこととされています。しかし、不可抗力による休業の場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当たらないと考えられます。そして、新型コロナウイルス感染を疑われる症状が確認された従業員に対し、使用者として、休業が必要と判断された場合は、不可抗力による休業といえ、原則として「使用者の責に帰すべき事由による休業」には該当しないと解されます。

もっとも、未だ感染が疑われている段階で休業を命じられて、休業手当が支払われない場合、従業員の不利益は大きいため、慎重に休業を命じる必要があります。特に、職務の継続が可能な従業員について、在宅勤務など休業の回避のために最善の努力を尽くすことなく、使用者の自主的判断で休業させる場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当し、休業手当の支払いが必要となるおそれがあるため注意が必要です。したがって、濃厚接触者など感染が疑われる従業員についても、在宅勤務による業務の従事など休業回避の措置を十分に検討した上で休業命令を行う必要があります。

3 感染した従業員を休業させる場合の休業手当について

新型コロナウイルスに感染した従業員が休業する場合は、一般的には、使用者の「責めに帰すべき事由による休業」に該当せず、休業手当を支払う必要はないと解されます。もっとも、新型コロナウイルスに感染した従業員は、通常の病欠と同様に就業規則上の病気休暇制度の活用や傷病手当金の受給などの検討の余地があります。

4 おわりに

新型コロナウイルスの終息も未だ先が見えず、今後においても新型コロナウイルスに関連した法的問題が増加することが予想されます。新型コロナウイルスに関連した問題が発生し、その解決方法などに悩まれているのであれば、当事務所にお気軽にご相談ください。

(兒玉 泰)

◆日々雑感◆

先日、私の同乗していた車両が後続車両に追突される交通事故に遭いました。幸いなことに怪我を負うことはありませんでしたが、今も事故の記憶が鮮明に残っており、交通事故に遭ったことのなかった私にとって衝撃的な出来事でした。今回の事故の経験は、交通事故の被害者の代理人として交通事故案件を担当することも多い私にとって、被害者の感情を理解して依頼者に寄り添う上で貴重な経験となりました。今回の経験を機に、日常生活で経験する様々な出来事も弁護士業務を行う上で活かしていく意識を持っていきたいと思います。



また、ちょっとした油断や不注意が原因で交通事故の加害者となってしまふ怖さも実感しこれを機に交通ルールの遵守を徹底して交通事故の加害者とならないよう気を引き締めていきたいと思っております。

(兒玉 泰)

新たに入所した兒玉泰弁護士のご紹介

本年1月より、すずらん法律会計事務所で勤務をしております。出身は岐阜県大垣市です。高校卒業後には、法政大学へ進学し、何事にも挑戦という精神から、まったく興味の無かったフラメンコサークルへと入会しました。それまで名前しか聞いたことのないフラメンコでしたが、入会後その魅力に惹きつけられ、気づけば副会長に就任し、サークル会員70名で作り上げるフラメンコショーの運営に携わっておりました。今となっては、大学4年間をささげた私の青春であり、忘れることのない大切な思い出です。当時、挑戦をしていたからこそ得られた経験であり、改めて、挑戦することおもしろさを体感しました。弁護士にとっても、経験は最高の財産であり、これからも挑戦をし続けられる弁護士を目指して、弁護士人生を歩んでまいりたいと思っております。

弁護士の業務を行っていると、依頼者から担当した事件が解決した際に「ありがとう」など感謝の言葉を頂くことがあります。特に、私が最初に担当した事件で依頼者から頂いた感謝の言葉は、今も忘れることなく胸に刻み込まれています。この事件は、依頼者の所有する建物に居住している者を相手として、明渡しの交渉を行うものでしたが、立退料の金額の折り合いがつかず、粘り強く交渉してやつとの思いで解決することができました。最終的に、建物内の荷物がすべてなくなり、依頼者に建物の

鍵をお渡しする際に依頼者から頂いた「ありがとう」というお礼の言葉によって、弁護士として初めて達成感を味わうことができました。これ以来、この弁護士冥利に尽くる依頼者からの感謝の言葉が私の原動力となっており、これからも一人でも多くの依頼者に喜んで頂けるよう日々の業務に取り組んで参りたいと思います。これからも弁護士として、現状に満足することなく、一層研鑽に努め、執務に邁進する所存でございますので、皆様におかれましても、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(兒玉 泰)



在籍弁護士より兒玉泰弁護士についてご紹介

今年の1月から新たに兒玉泰弁護士を当事務所に迎え入れることができました。

兒玉弁護士は、司法書士の父親の法的知見によって依頼者の抱える問題を解決していく姿に憧れた影響で、自分も人や社会が抱える問題を解決できる法律家になりたいと思い弁護士を志望したことです。

兒玉弁護士は、誠実で素直な人柄だけでなく、大学生の時にフラメンコサークルの副会長として、70人の部員をまとめてフラメンコショーを成功させるなど責任感も強く、法律家向きの人柄で、入所以来、真摯に弁護士業務に取り組んでおります。

また、私にとっても、兒玉弁護士は最初の弟弁になります。私自身も初心を大切にして、なお一層、兒玉弁護士と共に、リーガルサービスを皆様へ提供して参ります。兒玉弁護士に対しても、私同様ご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ致します。

(鈴木裕大)



事務所スタッフの変動とHPリニューアルのお知らせ

すずらん通信第22号を昨年7月に発行してから早いもので1年以上が経過していました。この1年の間に、当事務所にいた加藤利典弁護士と大野祐揮弁護士が独立し、それぞれ自分の事務所を設立されました。二人は、私が一昨年4月から昨年3月まで愛知県弁護士会会長、日本弁護士連合会の副会長に就任してほぼ事務所を留守にしている間当事務所を守ってくれました。両弁護士の事務所も当事務所同様よろしくお願ひいたします。また、新しく1月から兒玉泰弁護士が当事務所に入所しました。同弁護士は、勤勉かつ真面目な性格であり真摯に弁護士業務に取り組んでおります。加藤、大野弁護士同様ご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひいたします。

8月2日、当事務所のHPをリニューアルしました。今まで家族で作った手作りのHPでした。それはそれで、素朴な良さがあったと思いますが、内容の一部が古くなり、その修正が容易でなくなったことに加え、業者が作成したHPに比べると見劣りすることは否定できないことから、より見てもらい読んでもらえるHPの作成に取り組んだものです。当事務所の弁護士のこと、また私が携わった事件のことなど当事務所のこと、私のことをより知ってもらうことができるのではないかと思っております。これを機会に是非当事務所のHPをご覧いただき率直なご意見ご感想をいただけたら幸いです。 (鈴木典行)

編集後記

昨年より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により世界中が思いがけない災禍に見舞われています。長引くコロナ禍の中、皆様お変わりございませんでしょうか。

今号では、新型コロナウイルスに関する法律コラムを掲載しております。コロナ禍の中、わたしたちの生活様式や職場環境が大きく変化しています。すずらん通信をご覧になった方の中にもコロナ禍により今までになかった法律トラブルに直面されている方がいらっしゃるかもしれません。そんな方はどうぞ気兼ねなく当事務所の法律相談をご利用ください。

また、リニューアルした当事務所ホームページ内の「すずらん日記」を今後随時更新していくきますので、こちらもご一読いただけますと幸いです。 (事務局)

業務案内

当事務所では、随時法律相談の申込みを受付けております。法律問題でお困りの方はお気軽にご連絡下さい。ご都合の良い日を調整させていただきます。

顧問契約、ホームロイヤー契約を結ばれた方の法律相談料は無料です。

詳細は当事務所のホームページをご覧下さい。

電話番号：052-239-1220

受付時間：平日午前9時～午後5時半

ホームページも是非ご覧下さい。

<http://www.suzuranlaw.com/>

弁護士 鈴木典行

弁護士 鈴木裕大

弁護士 児玉泰

